

関係者各位

室蘭開発建設部が施行する一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道新冠郡新冠町字北星町地内から同町字東町地内まで）について、令和8年3月27日に土地収用法による事業の認定の告示がありましたので、土地所有者及び関係人の皆様に、土地収用法第28条の2の規定により、次の事柄についてお知らせいたします。

- 1 事業の認定の告示があった土地
北海道新冠郡新冠町字北星町及び同町字東町地内
（注）この土地を表示する図面は、新冠町役場で御覧いただけます。
- 2 土地価格の固定について
前記1の土地については、事業の認定の告示があった日をもって、土地価格が固定されることとなります。
- 3 関係人の範囲の制限について
事業の認定の告示があった日以後に、新たな権利を取得した方は、既存の権利を承継した方を除き関係人に含まれないこととなります。
- 4 損失補償の制限
事業の認定の告示があった日以後に、土地の形質を変更し、工作物を新築し、増改築等をするときは、あらかじめ北海道知事の承認を得なければ、これに関する損失の補償は受けられません。
- 5 裁判申請の請求について
裁判申請は、起業者が行いますが、土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持っている関係人は、自分が権利を持つている土地について、裁判の申請を早く行うよう起業者に対し請求することができます。
- 6 補償金の支払請求について
土地所有者及び土地に関する所有権以外の権利を持つている関係人は、土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する補償金の支払を起業者に対して請求することができます。この補償金の支払請求は、裁判申請の請求とあわせてしなければなりません。
- 7 明渡裁判の申立てについて
明渡裁判の申立ては、土地所有者及び関係人が早期に移転を希望されるときなどは、直接北海道収用委員会あてにすることができます。
- 8 パンフレットの配布について
補償等に関する詳しい内容については、パンフレット「補償等についてのお知らせ」に記載されていますので、必要な方は室蘭開発建設部用地課又は新冠町役場企画課において下されば配布いたします。
- 9 その他の事項について
その他不明な点については、室蘭市入江町1番地の14室蘭開発建設部用地課に照会ください。

電話番号（0143）25-7034（ダイヤルイン）

国土交通省 北海道開発局 室蘭開発建設部